特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項 評価書	頁目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ケ谷市長

公表日

令和6年9月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	 ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費、放課後児童クラブ保護者負担金等の徴収 ・申請管理システムに係る処理 ・公金受取口座の管理
③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, 申請管理システム, EUCシステム、庁内データ 連携システム
2. 特定個人情報ファイル	V名
1. 受給者台帳ファイル 2.	児童台帳ファイル 3. 支給台帳ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・番号利用法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項、第30項、第87項)
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示	- 訂正-利用停止請求

鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1056 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1325 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和6年8月30日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年8月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ重	[点項目評価	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 插書又は全項目評価書において、リス	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ.	ムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワーク	システムを]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[] 自己点検	[]内	部監査 [〇]外部監	 查
9. 従業者に対する教育・	答			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っっ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	こいる

変更箇所

変更日 項目		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
成31年4月1日	所属長名及び様式変更		所属長名の記載・リスク管理の追記	事後	
和3年11月1日	I-4-2	番号法第19条第7号	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
3和3年11月1日	Ⅱ—1、Ⅱ—2 いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	時点修正
和5年4月1日	I -1-2		・申請管理システムに係る処理	事後	
和5年4月1日	I -1-2		·公金受取口座の管理	事後	
和5年4月1日	I -1-3		申請管理システム	事後	
和6年9月10日	I -1-3		EUCシステム	事後	
3和6年9月10日	I -1-3		庁内データ連携システム	事後	
3和6年9月10日	Ⅱ1、Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年8月30日時点	事後	時点修正
6和6年9月10日		こども支援課長 今井 崇徳	こども支援課長	事後	